

**神奈川県女性自立支援施設の
指定管理者候補（案）について**

指定管理者候補（案）	社会福祉法人神奈川県民生福祉協会
------------	------------------

1 神奈川県女性自立支援施設指定管理者外部評価委員会評価結果

(1) 評価点

順位	団体名（所在地）	選定基準大項目別点数			合計点
		サービスの向上	管理経費の節減等	団体の業務遂行能力	
1	社会福祉法人神奈川県民生福祉協会（横浜市）	61	5	21	87

(2) 評価の概要

委員会として、申請者は指定管理者候補として適切であると判断した。

評価できる点は、次のようなものがあつた。

- ・施設として目指している理念は非常に良いものである。
- ・困難な問題を抱える女性、傷ついて施設へたどり着いた方に対して職員は寄り添った支援をしている。
- ・利用者へのサービスの提供については、非常に深く考えて、いろいろなことを実践している。

今後への期待・要望としては次のようなものがあつた。

- ・管理運営について、事故防止の観点からも法人の理事や監事がよりしっかりと見ていく必要がある。
- ・苦情対応については、法人とは独立した第三者委員を設けるなどにより、職員や理事に対しても声をあげやすい仕組みを検討して欲しい。
- ・職員の人手不足が原因で希望者が施設を利用できないことがないように留意して欲しい。
- ・支援の性質上、離職率も高いと思うので、長く勤務できるよう、人材育成も含めて法人としても職員への支援方法を検討して欲しい。
- ・加害者からの追及を防ぐため秘匿性は必要ということは理解しているが、社会へ出ていく際は地域で自立していくこととなるので、県のほうでもバックアップしながら支援のあり方を検討して欲しい。

2 神奈川県女性自立支援施設指定管理者外部評価委員会評価結果に対する福祉子どもみらい局 意見

評価結果について	同意する ・ 同意しない
----------	--------------

〈意見理由〉

神奈川県女性自立支援施設指定管理者外部評価委員会での評価結果を確認したところ、選定基準に沿った適切な評価が行われている。

社会福祉法人神奈川県民生福祉協会の提案は、外部評価委員会の評価どおり、指定管理者としての基本方針の項目や利用者に対する支援の項目などが高く評価できる。

このため、社会福祉法人神奈川県民生福祉協会を指定管理者候補としたい。

外部評価委員会評価点の詳細について

施設名 神奈川県女性自立支援施設

大項目	小項目	評価の視点	評価点		特記事項
			配点	(福) 神奈川県民生福祉協会	
Ⅰ サービスの向上	指定管理者としての基本方針等	<ul style="list-style-type: none"> ・指定管理業務全般を通じた団体等の総合的な運営方針、考え方 ・女性支援法の理念である関係機関との連携による切れ目ない支援といった施設が果たすべき役割の考え方 ・業務の一部を委託する場合の業務内容等 ・サービス向上等のための自己評価や第三者による評価・検証の仕組み 	10	10	
	施設及び設備の維持管理の実施方針	清掃業務、保守点検業務、警備業務等についての実施方針	10	8	
	利用者のニーズ把握 苦情対応等	<ul style="list-style-type: none"> ・サービス向上のために行う利用者ニーズ・苦情の把握及びその内容の事業等への反映の仕組み、トラブル時の利用者対応等 ・手話言語条例への対応 	35	28	
	利用者に対する支援	<ul style="list-style-type: none"> ・女性支援法が対象とする幅広い困難を抱える利用者の意思が尊重され、状況等に応じた当事者目線に立った適切な支援 ・利用者の被害からの回復及び心身の健康の回復を図るための医学的、または心理学的支援 ・安心できる生活環境や信頼できる人間関係の中での日常生活の回復支援 ・生活の支援や同伴児童の学習支援など利用者の状況、能力、適性等を考慮した計画的な自立支援 ・障害や就労経験の乏しさなど様々な課題が存在することを想定した上での利用者の能力・適性に応じた積極的な就労支援 			
	退所者に対する支援	地域で安定した自立生活を継続するための退所後の支援			
	日常時の安全管理及び災害時や緊急時の対応	<ul style="list-style-type: none"> ・女性自立支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例に基づく、非常災害計画、安全計画、業務継続計画(BCP)の整備状況 ・事故及び非常災害発生に関するマニュアルの作成及び研修等、通常の指定管理業務を行う際の事故防止に向けた取組内容 ・急病人等が生じた場合の対応（救急救命士等の配置、救命に関する職員研修等） ・事故等の緊急事態が発生した場合の検証、評価、再発防止に向けた取組及び重大な事故発生時の検証体制 	15	15	

		の考え方			
管理経費の節減等	適切な積算	<p>「提案額」と「積算価格から20%節減した額」のうち、高い金額 $\times 5$</p> $\frac{\text{提案額 (積算価格から20\%以上節減している場合は、積算価格から20\%節減した額)}}{\quad}$ <p>○次の場合は、選外とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・提案額の積算に重大な誤りがある。 ・業務に必要な不可欠な経費が積算されていない。 ・人件費単価が最低賃金法の最低賃金額を下回る。 <p>○提案額の積算に重大な誤りはないが、指定管理業務の実施への支障や地域への悪影響が懸念される場合は、「節減努力等」の項目を0点とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市場価格と比して同等の職種・職責の者が受け取る賃金を大幅に下回る。 ・県の積算単価を大幅に下回り、仕様に定める業務の実施に支障が生じるおそれがある。 ・再委託先への発注額が、極めて低い。 ・応募法人の健全な経営に支障が生じるおそれがある。 	5	5	
団体の業務遂行能力	執行体制及び委託業務のチェック体制	<ul style="list-style-type: none"> ・指定期間を通じて効果的・効率的に指定管理業務を行うための人員配置等の状況（人事管理体制・人員配置計画） <p><最低基準></p> <p>施設長1名、支援員2名、看護師又は心理療法担当職員1名、栄養士又は調理員1名、事務員2名、嘱託医（非常勤）2名</p> <p><配置が望ましい職員></p> <p>直接処遇職員（指導員）3名追加、心理療法担当職員、保育士</p> <ul style="list-style-type: none"> ・業務の一部を委託する場合の管理・指導体制の状況 	5	4	
	人材育成等	<ul style="list-style-type: none"> ・指定期間を通じて安定して指定管理業務を行うための人材育成や職員採用の方針・状況等 ・施設としての定期的な研修開催及び国や県が主催する研修への参加 			
	財務状況	安定した指定管理業務の実施を判断する指標としての団体等の経営状況、団体等の事業の継続性・安定性の度合い、団体等の事業の信頼性の度合い	5	4	
	コンプライアンス	指定管理業務を実施するために必要な団体等の企業倫理・諸規程の整備、研修等法令遵守の徹底に向けた取組の状況	8	6	

<p>環境への配慮、社会貢献等への取組</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・指定管理業務を行う際の環境への配慮の状況 ・再生可能エネルギー電力の利用に向けた取組 ・法定雇用率の達成状況等、障害者雇用促進の考え方と実績 ・障害者差別解消法及び神奈川県当事者目線の障害福祉推進条例に基づく合理的配慮の提供など、「ともに生きる社会かながわ憲章」の主旨を踏まえた取組についての考え方 ・手話言語条例への対応 ・SDGs（持続可能な開発目標）への取組、社会貢献活動等、CSRの考え方と実績 			
<p>事故・不祥事への対応</p>	<p>募集開始の日から起算して過去3年間の重大な事故又は不祥事の有無並びに事故等があった場合の対応状況及び再発防止策構築状況</p>	2	2	
<p>個人情報保護の考え方</p>	<p>個人情報保護についての方針・体制、職員に対する教育・研修体制及び個人情報の取扱いの状況</p>			
<p>管理運営等の実績</p>	<p>管理運営等の実績の状況</p>	5	5	
<p style="text-align: center;">合 計</p>		100	87	